

未来協働プラットフォームふくい広報業務について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公示する。

令和8年10月13日

一般社団法人未来協働プラットフォームふくい
代表理事 米沢晋

1 目的

産官学医金が連携して組織する「未来協働プラットフォームふくい」の各種取り組みや地域一丸となった人材育成の機運醸成について、様々な広報媒体を活用し、発信することにより、県民への周知を図る。

2 業務内容

(1) 未来協働プラットフォームふくい WEB サイトの作成、運用・保守

ア 業務

未来協働プラットフォームふくいにおいて取り組む事業等を効果的に情報発信するため、分かりやすくデザイン性の高い WEB サイトを作成する。主な業務の範囲は以下のとおり。

- (a) 企画・コンテンツ設計・デザイン・制作
- (b) CMSの導入・カスタマイズ
- (c) サーバ環境の構築・各種初期設定
- (d) テスト環境の準備および既存データの移行業務
- (e) 総合テストおよび運用テスト
- (f) 運用マニュアルの作成および操作レクチャーの実施
- (g) WEBサイトの運用・保守・保守管理業務

イ 主な掲載内容

- ・組織概要
- ・部門の取り組み紹介
- ・ふくい地域創生士の紹介
- ・地域・企業の課題解決の事例紹介
- ・企業の方への情報(リスクリング、採用力向上セミナー、地域・企業と大学のマッチング情報等)
- ・学生・保護者への情報(県内大学の紹介等)
- ・関連リンク(F スクエアホームページ、県内大学の紹介等)

※デザイン、具体的な項目、掲載内容等については、受託後、一般社団法人「未来協働プラットフォームふくい」と十分に協議して決定すること。また、掲載内容は、受託者が関係機関に取材等を行って作成すること。

ウ WEB サイトの要件等

別紙参照

(2) 未来協働プラットフォームふくい存在感を高め、実施事業を周知する広報

- ・未来協働プラットフォームふくいの概要、事業、取組みなどについて、必要な取材した上で広報すること。
- ・新聞、テレビ、SNS 等のメディア媒体やチラシ、ポスター等様々な手段等を組み合わせて、効果的な広報手法を提案・実施すること。
- ・番組や広告を実施する場合、具体的な内容を提示すること。

(3) 地域一丸となった人材育成の機運醸成を行う広報

- ・将来的な人材需給ギャップ、将来的に求められる人材とは、県内大学の教育内容、就職状況などを示し、「福井で学び、福井で働き、福井を支える」意識を醸成することが目的の広報であり、必要な取材した上で広報すること。
- ・新聞、テレビ、SNS 等のメディア媒体やチラシ、ポスター等様々な手段等を組み合わせて、効果的な広報手法を提案・実施すること。
- ・番組や広告を実施する場合、具体的な内容を提示すること。

(4) 令和9年度、令和10年度の広報戦略の提案

- ・令和9年度、令和10年度の戦略的な広報スケジュールを提案すること。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日(金)

※WEB サイト公開は令和9年3月5日(金)までに行うこととする。

ただし、公開時点で決定していない内容は別途、双方協議のうえ決定すること。

4 応募資格

応募者は次の要件をすべて満たす者であること。ただし、共同企業体を構成する場合は、すべての構成員が次の要件をすべて満たすこととする。

- ・福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第146条に規定する競争入札参加資格を有すると認めた者であること。
- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと
- ・県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- ・民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
- ・国税および地方税を滞納していない者であること
- ・次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支社もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

・宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人および団体でないこと

・福井県内に本社、支社、営業所を有する報道機関であること

・自社で新聞の発行または地上波放送等を行う報道機関であること。

・その他、一般社団法人未来協働プラットフォームふくいとの協議に柔軟、真摯に対応できること。

5 手続き等

①業務担当課

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1(福井県大学私学課内)

一般社団法人未来協働プラットフォームふくい事務局

電話 0776-20-0245

FAX 0776-26-1171

E-mail daishi@pref.fukui.lg.jp

②説明会の実施の有無、日時および場所等

説明会は実施しない

③応募登録票の提出期限、場所および方法

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し受審資格の認定を受けなければならない。

(ア)提出書類

応募登録票(様式1)(押印不要)に次の書類を添付し、提出すること

・福井県競争入札参加資格通知書の写し

福井県競争入札参加資格を得ていない場合は「物品等競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で速やかに提出すること

(イ)提出期限

令和8年10月19日(月)17時15分

(ウ)受付時間

令和8年10月14日(水)から同年10月19日(月)の8時30分から17時15分まで。

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。

(エ)提出方法

上記①まで郵送またはメールすること(提出期限までの到達が必須)

(オ)受審資格認定結果の通知

受審資格の認定は令和8年10月20日(火)までに行い、書面により申請者に通知する。

④企画提案書の提出期限、場所および方法

(ア) 提出物および部数

- ・様式2(押印不要) : 1部
 - ・企画提案書、書類 : 6部
 - ・企画提案書の概要版(2ページ以内) : 6部
- ※企画提案書および概要版は、片面印刷、背表紙等不要
※PDFデータでも提出すること

次の項目について、任意様式にて企画提案書を作成すること。

- ・企画提案の基本方針や業務の目的を達成するポイント
- ・制作するWEBサイトについて、絵コンテなどで表現したもの(演出の詳細や工夫点等を記載すること)
- ・実施スケジュール、業務実施体制
- ・企画提案者の概要等(企画提案者の概要、担当者の氏名および連絡先)
- ・同規模の事業を実施したことがある場合はその実績
- ・参考見積(概算)
業務の実施に当たり、企画・提案、ホームページの制作・掲載、権利関係等の実施にかかる経費およびその他の経費(打ち合わせにかかる経費、郵送費、報告書の作成等にかかる経費等)は契約金額に含まれることとし、参考見積にはそれらの経費を盛り込んで提案すること。
- ・再委託等の有無および予定

(イ) 提出方法

令和8年10月27日(火)正午までに企画提案書等を、持参または郵送のいずれかの方法で、一般社団法人未来協働プラットフォームふくい事務局に提出すること。

持参の場合の受付時間は、祝日・休日を除く平日の8時30分から17時までとし、郵送の場合は、締め切り日当日の正午までに一般社団法人未来協働プラットフォームふくい事務局に到着したものを有効とする。郵送の場合、必ず「簡易書留」とすること。

⑤質問

本企画競争および説明書に関し質問がある場合には、質問票(様式3)に記載の上、上記①までメールもしくはFAXにて送付すること。

(ア) 受付期間

令和8年10月14日(火)から同年10月19日(月)まで

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。

(イ) 質問に関する回答

質問に関する回答は、メールもしくはFAXにて行う。

6 契約方法等

次の手順による。

- ① 提出された書類に基づいて、選考委員会での審査結果を踏まえて契約予定者の選定を行う。
必要に応じてヒアリングやプレゼンテーションを求める場合がある。
- ② 審査結果は、採用・不採用いずれの場合も書面にて提案者に通知する。
- ③ 契約予定者は、一般社団法人未来協働プラットフォームふくいが指定する期日までに正式な見積書を提出する。
- ④ 見積書の内容を精査の上、一般社団法人未来協働プラットフォームふくいと契約者との間で随意契約により契約を締結する。

7 契約金額の上限

契約金額の上限は下記のとおりとする。

14,000,000円(消費税込)

8 企画提案書等の情報公開

企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、また、県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書その他の関係資料の情報公開を行う場合があることを了知の上で応募すること

9 その他の留意事項

- ① 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- ② 提出期限までに企画提案書が到達しなかった場合は、いかなる理由をもっても企画競争に参加できない。
- ③ 企画提案書の差し替えおよび再提出は、原則認めない。
- ④ 企画提案書の作成および提出にかかる経費は提案者の負担とする。
- ⑤ 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- ⑥ 適当な企画提案書がない場合は、中止またはその他の方法によることがある。
- ⑦ 事業実施者が特定された場合には、業務担当職員と十分協議を行いながら事業を進めること。
- ⑧ 本業務において制作するものについて、採用決定後に、一般社団法人未来協働プラットフォームふくいから修正を求めることがあることをあらかじめ了知すること。
- ⑨ 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った企画提案者に対して指名停止を行うことがある。
- ⑩ 企画提案書が特定されたものは、企画競争実施の結果、最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、一般社団法人未来協働プラットフォームふくいとの契約関係を生じるものではない。
- ⑪ 今後、応募資格、募集内容等を変更する可能性があることをあらかじめ了知すること。